

令和7年6月12日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和7年6月12日、午前9時30分久留米市職員会館マルクス3階会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

|     |       |    |
|-----|-------|----|
| 1番  | 今村 東  | 委員 |
| 2番  | 内田すなを | 委員 |
| 3番  | 大石 敏裕 | 委員 |
| 4番  | 甲斐サエ子 | 委員 |
| 5番  | 柿本 正信 | 委員 |
| 6番  | 川津 富夫 | 委員 |
| 7番  | 古賀 喜治 | 委員 |
| 8番  | 後藤マス子 | 委員 |
| 9番  | 清水 邦宏 | 委員 |
| 10番 | 白水 貴  | 委員 |
| 11番 | 末次 龍夫 | 委員 |
| 13番 | 田川 政文 | 委員 |
| 14番 | 田中 文  | 委員 |
| 15番 | 轟 香代子 | 委員 |
| 16番 | 中園 正彦 | 委員 |
| 17番 | 中村 裕  | 委員 |
| 18番 | 中山 健治 | 委員 |
| 19番 | 林田 高夫 | 委員 |
| 20番 | 日比生和雄 | 委員 |
| 21番 | 福島 哲憲 | 委員 |
| 22番 | 保坂 泰生 | 委員 |
| 23番 | 松隈 康吉 | 委員 |
| 24番 | 本山 龍一 | 委員 |

欠席委員は次のとおりである。

高田 光秀 委員

事務局の出席者は9名である。

**事務局** おはようございます。6月総会の開催にあたり報告をいたします。  
本日は、現委員数24名中23名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立をいたしております。  
また、本日は傍聴希望者1名がいらっしゃいます。傍聴に当たっては、久留米市農業委員会傍聴要領第1条第1項の規定により、会長の許可が必要となっておりますので、会長に許可を求めたいと思います。それでは、会長よろしくお願ひします。

**議長** おはようございます。  
事務局から報告がありましたように、本日の第1号議案から第4号議案につきまして、1名の方の傍聴の申出がっております。許可をすることといたしたいと思いますが、皆さん方、これに異議はございませんでしょうか。

「異議なしの声」

**議長** それでは、1名の方の傍聴を許可することといたします。  
ただいまから傍聴者の確認をいたします。  
傍聴者は、＊＊＊＊さんに間違いございませんでしょうか。

**傍聴者** はい。

**議長** 傍聴者に申し上げます。本日の傍聴につきましては、第1号議案から第4号議案までといたします。議案の審議が終了いたしましたら、速やかに退室をお願いいたします。

**傍聴者** はい。

**議長** それでは、ただいまより、6月の農業委員会総会を開催いたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**事務局** 1ページをお願いいたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権移転、賃借権設定、使用貸借権設定、競売不動産買受適格証明の許可申請書が提出されましたので、付議いたします。

所有権移転、東部地域、審議番号1番から4番までの4件です。

2ページをお願いいたします。

西部地域、審議番号5番から4ページの審議番号18番までの14件です。

賃借権設定、東部地域、審議番号19番から5ページの審議番号20番までの2件です。

西部地域、審議番号21番から6ページの審議番号24番までの4件です。

なお、4ページ審議番号19番及び5ページ、審議番号20番の案件につきましては、申請人が一般法人になりますので、解除条件付きでの貸借契約を行うものとなっております。

使用貸借権設定、西部地域、審議番号25番の1件です。

7ページをお願いいたします。

競売不動産買受適格証明、東部地域、審議番号26番の1件です。

なお、こちらの案件につきましては、農地法施行規則第10条第1項第1号の規定により、譲受人の単独申請となっております。

以上、審議番号1番から審議番号26番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項及び第3項各号の審査基準について、審査会において説明を行いましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

**議長** 事務局からの説明が終わりました。

なお、本議案の審議番号2番、10番、11番及び21番は、新規就農案件及び新規農地取得案件でありますので、聞き取り調査の結果につきまして、担当委員より報告をお願いいたします。

**委員** 審議番号2番の案件につきまして、5月27日に申請人の＊＊＊＊、私、＊＊、＊＊推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。申請人の＊＊＊＊は、今回、善導寺町の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。新規農地取得になります。申請人の年齢は39歳です。申請人は申請地の東側に新居を建築する予定となっております。農作業は、申請人本人と妻で行うとのことです。営農計画は、野菜を作付する計画となっております。

＊＊氏の農業経験はありませんが、JAの農業指導員、近所の方々、知人から習得する予定です。農機具については、三本くわ、スコップ、レーキ、平ぐわ、噴霧器を、今後自己資金で導入する予定です。出荷の予定はなく、自家消費とのことです。ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果について、6月3日の東部審査会へ報告を行い、問題ないと判断されております。

以上、ヒアリング結果について報告を終わります。

**委 員** 審議番号10番の案件につきまして、5月22日に申請人の＊＊＊＊氏、私、＊＊、＊＊推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の＊＊＊＊氏は、今回、大善寺町の農地を贈与にて取得し、農業を始める予定です。新規農地取得になります。申請人の年齢は44歳です。申請人は、申請地の隣地に自宅があります。農作業は、申請人本人のみで行うとのことです。

営農計画は、小ネギ、キュウリを作付けする計画となっております。＊＊氏の農業経験はありませんが、インターネットで知識や技術を習得する予定です。

農機具については、小型ユンボを今後、自己資金で導入する予定です。出荷の予定はなく、自家消費とのことです。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果について、6月4日の西部審査会への報告を行い、問題ないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

**委 員** 審議番号11番の案件につきまして、5月21日に申請人＊＊＊＊氏、私、＊＊、＊＊推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の＊＊＊＊氏は、今回、藤山町の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。新規就農になります。申請人の年齢は40歳です。申請人は申請地から徒歩2分のところに自宅があります。農作業は申請人本人と母で行うとのことです。

営農計画は、切花、野菜、キウイ、みかんを作付けする計画となっております。＊＊氏は農業経験があり、今まで約5年間、母と一緒に桃やみかんを3反ほど作付し耕作していました。農機具については、トラクター、軽トラック、草刈機を所有し

ています。収穫物は道の駅に出荷する予定です。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、今後の活躍も見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果について、6月4日の西部審査会へ報告を行い、問題がないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

**委 員** 審議番号21番の案件につきまして、5月21日に申請人＊＊＊＊氏、私、＊＊、＊＊推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施しましたので報告いたします。

申請人、＊＊＊＊氏は、今回、城島町江上の農地を賃貸借にて借り受けて農業を始める予定です。新規就農になります。申請人の年齢は26歳です。農作業は申請人本人のみで行うとのことです。

営農計画は補助事業を活用し、12アールのハウスを取得し、イチゴを栽培する計画となっております。

農業経験について、前職時代には佐賀県でアスパラや米、麦、レンコン等の作付けの経験があり、その後、大木町の農業者の下で研修を受けられ、就農後は農協や普及指導センターに相談、農協のいちご部会に加入後には地元農家にも相談していくことです。

農機具につきましては、現在、耕うん機、軽トラックを保有され、今後は補助事業や資金の借入れなどを活用し、ハウス一式などを購入される予定となっております。ヒアリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、市の認定新規就農者として認定されていることから、今後の活躍が見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果について、6月4日の西部審査会へ報告を行い、問題がないと判断しております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

**議 長** 報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

**議 長** 質疑はないようでございますので、ただいまから採決をいたします。

第1号議案について、賛成の方は挙手を願います。

## 全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。  
続きまして、第2号議案、農地転用計画変更承認申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 8ページお願ひいたします。  
第2号議案、農地転用計画変更承認申請について。  
農地転用計画変更承認申請書が提出されたので、付議いたします。  
西部地域1番、1件です。  
1番、申請地、大善寺町宮本、田、1筆、668m<sup>2</sup>。  
申請理由、施工期間及び被害防除措置を変更するものです。  
変更内容は、施工期間を令和6年11月1日から令和6年12月20日だったものを、許可後から令和7年7月31日へ変更するものです。被害防除措置をコンクリートブロック設置からコンクリートブロック及び擁壁を設置に変更するものです。こちらにつきましては、令和6年10月11日付にて、5条許可がなされたものです。地図ナンバーは1です。  
以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、ただいまより採決をいたします。  
第2号議案に賛成の方、挙手を願います。

## 全 員 挙 手

議 長 全員挙手により、第2号議案は可決されました。  
続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とい

いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 9ページお願いいいたします。

第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請について。

農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。

東部地域、1番、1件です。

1番、申請地、田主丸町中尾、畠、1筆、236m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地に農業用倉庫を建築するものです。

西部地域、2番から10ページ、4番までの3件です。

2番、申請地、荒木町白口、田、1筆、499m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地に農家住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、高良内町、田、畠、2筆、計1,030m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を貸露天資材置場の敷地として拡張するものです。

10ページお願いいいたします。

4番、申請地、宮ノ陣町八丁島、畠、2筆、計1,266m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を貸露天資材置場として利用するものです。

以上で説明を終わります。

事務局 事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会よりお願ひします。

委員 東部審査会の4条申請について報告します。

審議番号1番、地図ナンバーは2番です。

転用目的は、農業用倉庫を建築するのですが、既に造成されていましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、JR筑後草野駅から東へ約260mのところに位置します。

農地区分につきましては、JR筑後草野駅からおおむね300mの区域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、既設の石積みにより土砂の流出を防ぐ計画となっています。

この申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、1件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いましたが、問題がないものと判断しております。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

**委 員** 西部審査会について報告します。

審議番号2番、地図ナンバーは3番です。

転用目的は農家住宅を建築するものです。

申請地はJR荒木駅から北東へ約800mのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が、地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵から暗渠管を経由して、南側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、西側道路に埋設されている市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号3番、地図ナンバーは4番です。

転用目的は、貸露天資材置場の敷地を拡張するものですが、既に施工されていましたので、始末書付きの申請となっております。

なお、転用後は土木工事業を営む会社へ貸す計画です。

申請地は、高牟礼中学校から南西へ約930mのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下及び沈殿柵を経由して、北西側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック、コンクリート擁壁及び法面施工により土砂の流出を防いでいます。

続きまして、審議番号4番、地図ナンバーは5番です。

転用目的は、貸露天資材置場として利用するものですが、既に施工されていましたので、始末書付きの申請となっております。

なお、転用後は土木工事業を営む会社へ貸す計画です。

申請地は、西鉄古賀茶屋駅から北東へ約360mのところに位置します。

農地区分につきましては、第2種農地と第3種農地が混在しております。北側の1筆については、西鉄古賀茶屋駅から、おおむね500m以内の区域内にある農地ですので、第2種農地に該当するものと判断しております。

南側の1筆につきましては、西鉄古賀茶屋駅からおおむね300m以内の区域内にある農地ですので、第3種農地に該当すると判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、緩衝地を設け、土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上3件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いましたが、問題がないものと判断しております。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

**議長** 報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、举手をお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。質疑はよろしいでしょうか。

「なしの声」

**議長** 質疑ないようでございますので、質疑を終了し、採決をいたします。  
第3号議案に賛成の方は、举手を願います。

全員举手

**議長** ありがとうございます。

全員挙手により、第3号議案は可決されました。

続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 11ページをお願いいたします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。

農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。

東部地域、1番から12ページ6番までの6件です。

1番、申請地、大橋町常持、田、1筆、443m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して、貸露天資材置場として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、隣接土地と同一事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、善導寺町飯田、畑、2筆、計497m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

3番、申請地、田主丸町石垣、畑、2筆、計782m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を譲り受けて、自己用住宅兼店舗を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

12ページをお願いします。

4番、申請地、田主丸町竹野、畑、1筆、285m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を譲り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

5番、申請地、北野町稻敷、田、1筆、399m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

6番、申請地、北野町今山、田、1筆、10m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を譲り受けて、宅地分譲（7区画）として利用するものです。

西部地域、7番から14ページ、14番までの8件です。

7番、申請地、荒木町荒木、田、2筆、計2,114.38m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（8区画）として利用するものです。

13ページをお願いいたします。

8番、申請地、荒木町白口、田、2筆、計551m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（3区画）及び宅地分譲（8区画）として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、隣接土地と同一事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

9番、申請地、高良内町、畠、1筆、330m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

10番、申請地、高良内町、畠、1筆、107m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を借り受けて、露天資材置場及び露天駐車場として利用するものです。

11番、申請地、本山2丁目、畠、2筆、計275m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を譲り受けて、自己用住宅を建築するものです。

14ページをお願いします。

12番、申請地、本山2丁目、畠、1筆、549m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（2区画）として利用するものです。

13番、申請地、三瀬町玉満、田、2筆、計745m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して、建売住宅（3戸）を建築するものです。

14番、申請地、三瀬町西牟田、畠、1筆、419m<sup>2</sup>。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

以上で説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会で報告をお願いします。

**委 員** 東部審査会の5条申請について報告します。

審議番号1番、地図ナンバーは6番です。

転用目的は、貸露天資材置場として利用するものです。

なお、申請人が営む土木工事業の会社へ、露天資材置場として貸す計画です。

申請地は、大橋小学校から南へ約980mのところに位置します。

農地区分については、特定土地改良事業の施工の区域内にある農地で、第1種農地に該当しますが、隣接土地と同一事業に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して東側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては発生しません。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック及び既設の石積みにより土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号2番、地図ナンバーは7番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するのですが、既に一部造成されていましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、耳納市民センターから北へ約230mのところに位置します。

農地区分につきましては、東側の道路に面している農地については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に2つの病院がある農地ですので、第3種農地に該当するものと判断しております。

また、東側の道路に面していない農地については、おおむね10ヘクタール未満規模の農地の区域内にある農地で、市街区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して東側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設された市下水道管に接続します。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック及びコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号3番、地図ナンバーは8番です。

転用目的は、自己用住宅兼店舗を建築するものです。店舗は、申請人の妻が営む美容室になります。

申請地は、水縄小学校から北西へ約200mのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して東側の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設された市下水道管に接続しま

す。

被害防除につきましては、L型擁壁及びコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号4番、地図ナンバーは9番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、竹野小学校から北東へ約900mのところに位置します。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵から暗渠管を経由して、西側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設された市下水道管に接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号5番、地図ナンバーは10番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、西鉄大城駅から北西へ約100mのところに位置します。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して東側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設された市下水道管に接続します。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック及び芝張りを行い、土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号6番、地図ナンバーは11番です。

転用目的は、宅地分譲（7区画）として利用するものです。

申請地は、北野総合支所から西へ約900mのところに位置します。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、新設する前面道路の側溝を経由して西側の水路へ排水さ

れます。

汚水・生活雑排水につきましては、新設する道路に埋設予定の下水道管を経由して、西側の道路に埋設された市下水道管に接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、6件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いましたが、問題がないものと判断しております。

ご審議のほどよろしくお願いします。

**委 員** 西部審査会の5条申請について報告します。

審議番号7番、地図ナンバーは12番です。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地（8区画）として利用するものです。

申請地はJR荒木駅から南西へ約490mのところに位置します。

農地区分につきましては、第2種農地と第3種農地が混在しております、西側の道路に面している農地につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に2つの病院がある農地ですので、第3種農地に該当するものと判断しております。西側の道路に面していない農地については、JR荒木駅からおおむね500m以内の区域内にある農地ですので、第2種農地に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して新設する道路側溝から西側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、新設する道路に埋設する下水道管を経由して西側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロック及びL型擁壁を設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号8番、地図ナンバーは13番です。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地（3区画）及び宅地分譲（8区画）として利用するものです。

申請地は、JR荒木駅から北東へ980mのところに位置しております。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ですので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が隣接土地と同一

事業に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。  
雨水排水につきましては、溜枠を経由して新設する道路側溝から南側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、新設する道路に埋設する下水道管を経由して、南側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロック及び重力式擁壁を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号9番、地図ナンバーは14番。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は高牟礼中学校から南西へ約700mのところに位置しております。

農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね500m以内に保育園と病院がある農地ですので、第3種農地に該当すると判断しております。

雨水排水につきましては、溜枠を経由して南側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号10番、地図ナンバーは15番。

転用目的は露天駐車場及び露天資材置場として利用するのですが、既に施工されていましたので、始末書付きの申請となっております。

転用事業者は屋根板金業を営んでおります。

申請地は、高牟礼中学校から南西へ約1.1kmのところに位置しております。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しております。第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で東側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、法面施工及び緩衝地により土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号11番、地図ナンバーは16番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、上津小学校から北西へ約1.2kmのところに位置しております。

農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、お

おむね500m以内に2つの病院がある農地ですので、第3種農地に該当すると判断しております。

雨水排水につきましては、溜枠を経由して東側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南西側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号12番、地図ナンバーは17番です。

転用目的は、特定建築条件付売買予定、（2区画）として利用するものですが、資材置場として利用していましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、上津小学校から北西へ約1.2kmのところに位置しております。

農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、おむね500m以内に2つの病院がある農地ですので、第3種農地に該当すると判断しております。

雨水排水につきましては、溜枠を経由して北側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号13番、地図ナンバーは18番です。

転用目的は、建売住宅（3戸）を建築するものです。

申請地は、三潴中学校から南へ約350mのところに位置しております。

農地区分につきましては、西鉄犬塚駅から700m以内、宅地化率40%以上の区域内にある農地ですので、第2種農地に該当すると判断しております。

雨水排水につきましては、溜枠を経由して新設する道路側溝から東側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して新設される道路側溝から東側の道路側溝へ排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号14番、地図ナンバーは19番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、西牟田小学校から西へ約220mのところに位置しております。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、自然流下及び溜枠を経由して西側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して西側の道路側溝へ排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、8件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いましたが、問題がないものと判断しております。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

**議長** ありがとうございました。

報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、举手を願います。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

**議長** 質疑はないようでございますので、質疑を終了し、採決を行います。

第4号議案に賛成の方は、举手を願います。

全員举手

**議長** ありがとうございます。全員举手により第4号議案は可決されました。

ただいま、傍聴人に退席をしていただきました。

第4号議案が終わりましたので、続きまして第5号議案に参りたいと思います。

第5号議案、非農地証明についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 15ページお願ひいたします。

第5号議案、非農地証明について。

非農地証明願が提出されたので、付議いたします。

東部地域、1番、2番の2件です。

1番、申請地、大橋町常持、畠、1筆、424m<sup>2</sup>、現況、宅地。

証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは20。

2番、申請地、田主丸町豊城、畠、1筆、281m<sup>2</sup>、現況、宅地。

証明理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは21。

西部地域、3番、1件です。

3番、申請地、大善寺町黒田、畠、1筆、2.76m<sup>2</sup>、現況、宅地。

証明理由、住宅への進入道路、その他日常生活上必要不可欠な通路であり、かつ舗装後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは22です。

以上で説明を終わります。

**議長** 事務局からの説明、終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は举手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

**議長** 質疑ないようでございますので、これにて終了し、ただいまより採決をいたします。  
第5号議案について、賛成の方、举手を願います。

全員举手

**議長** ありがとうございます。全員举手により、第5号議案は可決されました。  
続きまして、第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画を議題といたします。  
なお、1、内容の審議番号4番は、議席番号＊＊番の＊＊委員は、譲受人の株式会社＊＊＊＊＊の役員であるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与の制限に該当いたします。よって、第6号議案は、先に、内容の審議番号4番を審議し、次に、内容の審議番号4番を除く全ての議案を審議いたします。

それでは、第6号議案の内容の審議番号4番を議題といたします。

議席番号＊＊番の＊＊委員の退席を求めます。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

**事務局** 16ページをお願いいたします。

第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画について。

中間管理事業の推進に関する法律に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画について、意見を求められたので、付議いたします。

17ページをお願いいたします。

第2区、4番、1件です。

2、意見案、譲受人の営農状況より要件を満たしていると認められるため、当該計画は問題ないと思われるとしております。

以上で説明を終わります。

**議長** 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

**議長** 質疑はないようでございますので、採決をいたします。

第6号議案の審議番号4番について、賛成の方は挙手を願います。

**全員挙手**

**議長** ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案の内容の審議番号4番は可決されました。よって、久留米市長宛通知をいたします。

審議番号4番が終了いたしましたので、議席番号＊＊番の＊＊委員の出席を求めます。

＊＊委員へ報告いたします。内容の審議番号4番は可決されました。

それでは続きまして、審議番号4番を除く第6号議案を議題といたします。

説明を求めます。

**事務局** それでは16ページをお願いいたします。

第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画について。

中間管理事業の推進に関する法律に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画について意見を求められたので、付議いたします。

1、内容、第1区、1番、2番の2件です。

続きまして、第2区、3番の1件です。

17ページをお願いいたします。

第3区、5番、6番の2件です。

2、意見案、各譲受人の営農状況より要件を満たしていると認められるため、当該計画は問題ないと思われるとしております。

以上で説明を終わります。

**議長** 説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんか。

「なしの声」

**議長** 質疑ないようでございますので、質疑を終了し、採決をいたします。

審議番号4番を除く第6号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全員挙手

**議長** ありがとうございます。全員挙手により、審議番号4番を除く第6号議案は可決されました。よって、久留米市長宛通知をいたします。

続きまして、第7号議案、令和6年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 18ページをお願いいたします。

第7号議案、令和6年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について。

農業委員会等に関する法律第37条の規定による令和6年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価案を作成したので付議いたします。

1、令和6年度最適化活動の目標及び目標に対する評価・点検案（第7号議案）別紙のとおりとしております。

こちらは、昨年の4月総会にて定めました令和6年度の最適化活動の目標の点検・評価をするものとなっております。

それでは、別紙の1ページを御覧ください。

こちらは、令和6年4月1日現在の数値で、昨年掲げた目標値をそのまま記載しておりますので、説明は割愛させていただきまして、次の2ページをお願いいたします。

2の最適化活動の実施状況についてです。

1、成果目標、農地の集積の成果目標として、②の右下、年度末の集積率82.5%としておりましたところ、③の実績の右下は80.8%となっており、農業委員会の点検結果といたしましては、目標は未達成であるが、平坦地の集約が進んでいる。今後は農家の高齢化や後継者不足など、耕作者、借り手の減少、中山間地域の集約の増加等により、集積率は頭打ちになることが考えられるとしております。

続きまして3ページをお願いいたします。

(2) 遊休農地の発生防止・解消につきまして、②の目標は、緑区分の遊休農地の解消で、令和3年度の遊休農地面積99.2ヘクタールを5年かけて解消するというところで、5分の1の面積の19.8ヘクタールとなっておりますけれども、こちら③の実績のところ、今年度の緑区分の解消面積が4.7ヘクタールで、今年度の目標に対する達成状況は23.7%となっております。

また、イの新規発生遊休農地の解消のところ、0.7ヘクタールとなっておりまして、一番下の段、農業委員会の点検結果につきましては、遊休農地の解消については、継続した指導や意向の調査を行い、市の認定農業者が補助事業を活用し、開墾解消した後、耕作に結びつけるための貸借を結びつけるなど、積極的な活動を行ったとしております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

(3) 新規参入の促進のところです。②の目標につきまして、権利移動面積の過去3年間の平均815.5ヘクタールの約1割の数字、81.6ヘクタール、こちらを新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で、公表する農地の面積としておったところ、③の実績では、9.2ヘクタールというところで、目標に対する達成状況は11.3%となっております。

農業委員会の点検結果につきましては、施設園芸等の新規参入者の相談はあるけれ

ども、作付予定作物に適した空き農地が少ない等の理由により、マッチングができずに伸び悩んでいるとしております。

次に、5ページをお願いいたします。

最適化活動の目標は、（1）委員が最適化活動を行う目標日数で、1月当たりの活動日数を6日としておりまして、（2）活動強化月間の設定の目標といたしましては、3回と設定をし、実績も3回で上げさせていただいております。

また、実績の一番下の段の新規参入の促進においては、年に2回の利用権設定の受付に加えて、地域計画の策定のための座談会等で、中間管理事業への対策方法の一本化の周知を図ったことを、実績として入れさせていただいております。

では、6ページをお願いいたします。

（3）新規参入相談会への参加、①の目標が4回としておりましたが、実績は2回ということで、2月の新規就農相談会により、新規就農者に対して担当区域の推進委員等が面談形式で、技術の習得や農地等の確保等の助言を行っております。

目標達成状況としては、目標に対して期待通りの結果が得られたと評価しております。

最後のページをお願いいたします。

こちら、Ⅲの事務の実施状況ですが、まず1番の総会部会の開催実績は、総会が各月1回及び3月の臨時総会を上げております。

また、農業委員会だよりを発行する前に、広報部会を開いておりますので、広報部会の開催実績も載せております。

2番の農地法第3条に基づく許可事務は、1年間の処理件数が243件、内許可243件となっております。こちらは、昨年は221件でしたので、1年間で22件の増加となっております。

また、3番の農地転用に関する事務は、148件のうち、許可相当148件となっております。こちらの件数は、昨年度は188件転用の件数がありましたので、40件ほど少ない件数となっております。

最後の項目、4番、違反転用への対応となっております。

こちらは、県を通じて国に報告している違反転用の面積が1.31ヘクタールとなっており、こちらの解消はせず継続しておりますが、定期的に現地確認を行っているというところで、対応を載せさせていただいております。

別紙のほうの説明は以上となります。

事務局からは以上です。

議長 事務局からの説明がございましたが、ただいまより質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。よろしゅうございましょうか。

「なしの声」

議長 質疑ないようでございますので、採決をいたします。第7号議案につきまして、賛成の方は挙手を願います。

全員挙手

議長 ありがとうございます。

全員挙手により第7号議案が可決されました。それでは、引き続きまして報告事項に入れます。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

報告第4号、農地法第3条の規定による許可の取消し願いについて。

事務局の説明を省略いたします。

よろしいですかね。それでは質疑に入りたいと思いますが、質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 質疑はないようでございますので、報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。

次にお諮りいたします。本総会におきまして、議決された案件で条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

「異議なしの声」

議長 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。  
ただいまより議事録署名委員を指名いたします。  
久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、2番、内田すなを委員、  
15番、轟香代子委員にお願いいたします。  
以上をもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。